

指定居宅介護支援事業所 管理者 様  
指定介護予防支援事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局長  
(保健福祉局高齢社会部高齢者サービス支援課)

介護サービス事業等の基準等に係る福岡市条例等について（通知）

日頃より本市の保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、地方分権改革（第3次一括法）に伴い、居宅介護支援及び介護予防支援の事業の人員及び運営の基準を定める条例及び同施行規則（以下「福岡市基準条例等」という。）が、平成26年7月1日から施行されるに当たり、当該条例等に定める福岡市独自基準の内容や留意事項等について、解釈通知を発出いたします。

つきましては、該当サービスに係る内容を必ずご確認のうえ、関係職員への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願いいたします。

なお、独自基準以外の基準については、従前通り、各基準省令の解釈通知等を適用いたします。

記

1. 福岡市基準条例等（条文は本市ホームページを参照のこと）

- (1) 福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例 及び 同施行規則
- (2) 福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例 及び 同施行規則

2. 福岡市独自基準（内容や留意事項等は別紙を参照のこと）

9 項目（1 暴力団の排除，2 サービス開始時等における利用申込者の同意，3 サービス提供記録の利用者への提供，4・6 研修機会の確保（研修計画・外部研修），5 研修機会の確保（人権の擁護，高齢者虐待の防止，身体拘束廃止への取組み等に関する研修），7 重要事項の揭示，8 サービス提供記録等の保存期限，9 申請者の基準）

3. 施行日

平成26年 7月 1日

4. 本市ホームページへの掲載（予定）場所

福岡市独自基準の内容や留意事項等については、後日、福岡市基準条例等の条文（条例，規則及び厚生労働省令の3段表）を追加して、後日、本市ホームページに掲載する予定ですので、ご確認ください。

HOME > くらし・手続き・環境 > 高齢・介護 > 事業者のみなさまへ

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/sesakusuishin/life/fukuokashi-joreito.html>

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 12 階 ⑥番

福岡市保健福祉局 高齢社会部 高齢者サービス支援課  
居宅サービス係 松田

TEL：092-711-4257 FAX：092-726-3328

E-mail：[kyotaku@city.fukuoka.lg.jp](mailto:kyotaku@city.fukuoka.lg.jp)